平成２３年（フ）第１７６４号
愛知県春日井市気噴町４丁目９番地６　プリミエール気噴102号
債務者　齊藤　勝利
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２９６号
名古屋市中区富士見町５番７号　さくらＨｉ１１ｓ富士見411、住民票上の住所岐阜県関市東本郷通６丁目３番34号
債務者　小田　正行
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４０７号
愛知県刈谷市神明町６丁目308番地　ファミール神明303号
債務者　加藤　　孝
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
愛知県刈谷市井ケ谷町後口田14番地１　みたかマンション203号
債務者　金井　千穂
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４２７号
奈良県香芝市良福寺137－１　ライフサンヨー良福寺102号、住民票上の住所愛知県岡崎市江口１丁目６番地27　シャトー江口103
債務者　黒柳　友香
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
岡山県浅口市金光町大谷234番地、住民票上の住所岡山県浅口市金光町大谷1749番地11
債務者　信木　厚信
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
岡山県倉敷市白楽町536番地
債務者　竹内　研二
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１２４８号
北海道北広島市大曲並木３丁目13番地２
債務者　木内　敏美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６６６号
北海道江別市牧場町44番地の８　五丁目ハイツ７号室
債務者　加藤ゆかり
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９０１号
札幌市西区二十四軒１条５丁目３番20―801号
債務者　森　　一典
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０９１号
札幌市中央区南21条西11丁目１番20号　２階３号
債務者　杉本亜由子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２０３号
札幌市豊平区平岸４条７丁目８番６―207号
債務者　高木　美希
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２１７号
札幌市手稲区曙４条３丁目１番10号
債務者　金谷　有子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４６３号
札幌市中央区南９条西５丁目１番10―506号
債務者　大岡奈美子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４８５号
札幌市北区屯田９条１丁目１番23号
債務者　藤村眞砂絵（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４９０号
北海道江別市対雁115番地の64　対雁コーポ201
債務者　川田　文子（旧姓小野・村本）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５２７号
札幌市豊平区月寒東１条11丁目３番６―305号
債務者　種市　理夫
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部